

○東近江市民間保育所保育体制強化事業費補助金交付要綱

平成26年10月1日

告示第440号

改正 令和元年11月12日告示第134号

令和2年6月11日告示第178号

令和3年11月10日告示第276号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所の人材確保対策を推進する一環として、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を配置し、保育の体制強化に取り組む民間の認可保育所に対して補助金を交付することについて、東近江市補助金等交付規則（平成17年東近江市規則第54号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び要件)

第2条 補助の対象となる事業は、市内に所在する民間保育所が保育人材確保の実施について（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添6に定める保育体制強化事業実施要綱に基づき実施する事業とする。

2 事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育支援者は、保育士資格を有しない者であること。
- (2) 保育支援者は、平成26年4月1日以後に、新たに当該保育所に配置された者であること。
- (3) 保育支援者を配置した月と前年同月における当該保育所の保育士及び保育士以外の者（保育支援者を除く。）の人数をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保育所1箇所当たり月額10万円（園外活動時の見守り等にも取り組む場合にあつては、月額14万5,000円）とする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年告示第134号）

この告示は、令和元年11月12日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年告示第178号）

この告示は、令和2年6月11日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年告示第276号）

この告示は、令和3年11月10日から施行し、改正後の第3条の規定は、同年度分の補助金から適用する。